

別添資料4 【特定有期雇用教職員の休暇制度等（令和2年4月～）】

○勤務しないことの承認

名称	対象者	期間・日数等	給与の取扱い	備考
研修受講にかかる承認	研修を受ける教職員	必要と認める期間又は時間	有給	
厚生計画実施参加にかかる承認	厚生に関する事項についての計画の実施に参加する教職員	必要と認める期間又は時間	有給	
組合活動にかかる承認（有給）	労働協約により定める労働組合の活動に従事する教職員	必要と認める期間又は時間	有給	
兼業にかかる承認	理事長の許可を得て兼業する教職員	必要と認める期間又は時間	有給	
講演会等講演実施にかかる承認	講演会等において、学術等に関し、講演等を行う教職員	必要と認める期間又は時間	有給	
講演等聴講にかかる承認	職務上の教養に資する講演会等を聴講する教職員	必要と認める期間又は時間	有給	
資格試験受験にかかる承認	職務遂行上必要な資格試験を受験する教職員	必要と認める期間又は時間	有給	
人工透析にかかる承認	人工透析を受ける必要があるため勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員	1回につき4時間を超えない範囲内で必要と認める時間	有給	
献血にかかる承認	本法人の敷地内で赤十字血液センターの実施する献血に協力する教職員	必要と認める時間	有給	
組合活動にかかる承認（無給）	労働協約により定める労働組合の活動に従事する教職員	必要と認める期間又は時間	無給	

夜間学校通学にかかる承認	学校教育法に規定する高等学校、短期大学、大学又は大学院（夜間に授業を行う課程又は通信による教育を行う課程に限る）に通学する教職員	所定勤務時間の終わりにおいて1回につき2時間を超えない範囲内で必要と認める時間	無給	申請は10分単位
育児にかかる承認	通勤事情等により、生後1歳6月から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員	所定勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて30分を超えない範囲内で必要と認められる時間	無給	申請は10分又は15分単位
学童保育等送迎にかかる承認	通勤事情等により、小学校、放課後児童健全育成事業を行う施設及びこれに類する施設にその子を送り届け又は出迎えに赴くため、勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員	所定勤務時間の始め又は終わりにおいてそれぞれ60分を超えない範囲内で必要と認められる時間	無給	申請は10分又は15分単位
看護・介護にかかる承認	通勤事情等により、疾病もしくは負傷により日常生活に支障がある同居の親族を看護するため、又は高齢により日常生活に支障がある父母（配偶者の父母含む。）を介護するため、勤務しないことがやむを得ないと認められる教職	所定勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて30分を超えない範囲内で必要と認められる時間	無給	申請は10分又は15分単位
復職支援にかかる承認	病気休職から復職する教職員のうち、復職後、一定期間勤務時間を短	職場復帰した日以降1月の間において、1日につき所定の勤務	無給	申請は15分単位、1日につき2回まで

	縮する必要があると認められる教職員	時間の始めから又は終わりまで 引続く 4 時間 30 分を超えない 範囲内で必要と認められる時間		
--	-------------------	--	--	--

○休暇

名称	対象者	期間・日数等	給与の取扱い	備考
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員	必要最小限度の期間	90日まで有給 90日を超える場合50%支給	申請は1日単位
感染症予防法による交通遮断にかかる休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断により出勤できない教職員	必要と認める期間又は時間	有給	
天災等による交通遮断にかかる休暇	風水害、震災、火災その他の非常災害による交通の遮断により出勤できない教職員	必要と認める期間又は時間	有給	
天災等による住居損壊にかかる休暇	風水害、震災、火災その他の非常災害により現住居が滅失し、又は損壊した教職員	7日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間	有給	
事故等交通遮断にかかる休暇	その他交通機関の事故等の不可抗力の事故により出勤できない教職員	必要と認める期間又は時間	有給	
災害時における退勤途上の危険回避休暇	風水害、震災、火災その他の非常災害において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員	必要と認める時間	有給	
公民権行使にかかる休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する教職員	必要と認める期間又は時間	有給	

	(衆議院議員、参議院議員、並びに地方公共団体の議会の議員及び長(以下「公職」という)の選挙に立候補する場合を除く)			
裁判員等従事にかかる休暇	国会、地方公共団体の議会、裁判所その他官公署に裁判員、証人、鑑定人、参考人としての職務その他公の職務に従事する教職員(公職に従事する場合を除く)	当該業務に従事する期間又は時間	有給	
生理休暇	生理日に勤務することが著しく困難な教職員	請求した期間	年13回、1回につき休日を含んで引き続いた2日まで有給 (これを超える場合は無給)	申請は1日単位
妊婦通院休暇	妊娠中に保健指導又は健康診査を受ける教職員	次に掲げる回数の保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間 妊娠23週まで 4週間に1回 妊娠24週から35週まで 2週間に1回 妊娠36週から出産まで 1週間に1回	有給	

妊婦通勤緩和休暇	通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体及び胎児の健康保持に影響があると認められる妊娠中の教職員	所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて各々30分以内で必要と認められる時間	有給	
妊娠障害休暇	妊娠に起因する体調不良等のため勤務することが著しく困難である教職員	1回の妊娠につき2週間を超えない範囲内で必要と認められる期間	有給	申請は原則として連続する2週間（休日は通算しない） ただし、特に必要と認められる場合は14日の範囲内で1日単位で申請可
産前休暇	6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である教職員	出産の日までの申し出た期間	有給	
産後休暇	出産した教職員	出産の日の翌日から、産前休暇の取得の開始日から計算して16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間）を経過するまでの期間	有給	
産婦通院休暇	産後1年以内で保健指導又は健康診査を受ける教職員	医師又は助産師が指示する保健指導又は健康診査を受けるのに必要な時間	有給	
育児時間休暇	生後1歳6月に達しない子を育てる教職員	1日2回合わせて90分を超えない範囲内で必要と認められる時間	有給	申請は30分又は45分単位

子の看護休暇	中学校就学の始期に達しない子を養育する教職員がその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる教職員	4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（対象の子が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内で必要と認める期間	有給	申請は1日単位又は1時間単位
介護休暇	要介護状態にある家族の介護その他の世話をを行う教職員のうち、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる教職員	4月1日から翌年3月31日までの間につき5日（要介護者が2人以上の場合は10日）を超えない範囲内で必要と認める期間	有給	申請は1日単位又は1時間単位
結婚休暇	結婚する教職員	入籍の日又は挙式の日から1週間前の日から6月を経過するまでの間につき6日	有給	申請は連続する6日間（休日は通算しない）
忌引休暇	忌引の教職員	死亡した者に応じて、下表に掲げる日数 請求した日から起算して、葬儀等の日を含んだ連続する日数で申請（日数には休日も通算）	有給	申請は請求した日を起算とし、葬儀等の日を含んだ連続する日数（休日も通算）

		死亡した者	期間			
			血族	姻族		
		配偶者	10日			
		父母	8日	3日		
		子	8日	3日		
		祖父母、曾祖父母	3日	1日		
		孫、曾孫	1日	—		
		兄弟姉妹	3日	1日		
		伯叔父母	1日	1日		
		甥、姪、いとこ	1日	—		
配偶者分べん休暇	配偶者の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる教職員	配偶者の分べんにかかる入院等の日から当該分べんの日後2週間を経過するまでの期間につき3日	有給	申請は1日単位又は1時間単位		
育児参加休暇	配偶者が分べんする場合において、その分べんにかかる子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる教職員	産前産後の期間における16週（多胎妊娠の場合は24週）につき5日	有給	申請は1日単位又は1時間単位		
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが適当であると認められる教職員	4月1日から翌年3月31日までの間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間	有給	1日の所定勤務時間に満たない時間数で取得した場合、1日取得したものとみなす		



ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員	必要と認められる期間	有給	
法令による就業制限等にかかる休暇	感染症予防法第 18 条に基づく就業制限の対象となった教職員、検疫法第 16 条に基づく保留の対象となった教職員、その他法令に基づく国等からの外出自粛等の協力要請を受けた教職員	必要と認める期間又は時間	有給	
就業の禁止にかかる休暇	伝染性の疾病にかかった又はその疑いがあるものとして就業を禁止された教職員	必要と認める期間又は時間	有給	
夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる教職員	7 月 1 日から 9 月 30 日までの間において 5 日を超えない範囲内で必要と認める期間	有給	申請は 1 日単位
公職立候補にかかる休暇	公職の選挙に立候補する教職員	立候補等の届出の日から選挙の期日までの期間	無給	
公職従事にかかる休暇	公職に従事する教職員	必要と認める期間	無給	